

必ず、事業に着手する前に申請してください。事業着手後の申請は受付できません。

# もり 森林の家づくり応援事業補助金



## あき 栗 空き家改修支援のご案内

宍粟市では、市内の空き家を居宅や店舗などの目的で活用しようとする方に改修費の一部を支援します。補助を受けようとする方は、事前に下記までお問い合わせください。

※年度内に事業を完了する必要があります。※受付は先着順とし、予算に到達次第終了します。

### 1. 空き家改修支援の詳細

補助の内容	「空き家バンクに登録された空き家」または「宅地建物取引業者と媒介契約を締結した空き家」を売買又は賃貸する契約をした方に、居宅、店舗などの目的で活用するために必要となる改修費の一部を支援します。	
補助条件	補助を受けるには、次の条件をすべて満たすことが必要です。 ① <u>市内に住民票を置く者（交付後1年以内に転入する場合も含む）であること</u> ② <u>築20年以上経過した空き家であること</u> ③ <u>契約後1年以内に申請の手続きをすること</u> ④ <u>市内に事業所を有する事業者が改修工事を施工すること</u> ⑤ <u>改修後、目的のために10年以上活用すること</u> なお、補助金は補助対象物件につき1回限りの利用となります。	
補助金額	【空き家バンク登録物件の場合】 改修工事費の1/3以内で上限50万円	【その他の物件の場合】 改修工事費の1/3以内で上限25万円
対象外	① 各種申請手続き及び検査の費用 ② 権利の取得に要する費用 ③ 備品（給湯設備及び造り付けの備品を除く）の購入費用	

### 2. 手続き

申請 ※工事着手前	必要書類	補助金等交付申請書、誓約書、収支予算書、役員等名簿
	添付書類	見積書、計画平面図、写真（着手前）、売買・賃貸契約書、媒介契約書又は空き家バンク登録通知、住民票、市税完納証明書（納税証明書）
着手	必要書類	着手届
完了	必要書類	完了届
実績報告 ※工事着手後	必要書類	補助事業等実績報告書、収支決算書、補助金等請求書
	添付書類	工事費請求明細書、領収書、写真（完成後）

### 3. 問合せ先

宍粟市建設部 住宅土地政策課 空き家対策係 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地6  
 TEL：0790-63-3166 FAX：0790-62-9939 E-Mail：akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp